

## 北海道児童青年精神保健学会会則

### 第1条(名称及び事務局)

本会は、北海道児童青年精神保健学会と称し、事務局を株式会社コンベンションワークス内に置く。

### 第2条(目的)

本会は、北海道における児童青年の精神保健の向上発展のために、関連諸領域における研究の交流及び相互研鑽をはかることを目的とする。

### 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

研究発表会の開催

会誌の発行

その他必要な事業

### 第4条(会員)

本会は、北海道における児童青年の精神保健上の諸問題に関心を持ち、医療・教育・福祉・司法等の諸領域において、研究及び実践に従事し、本会の趣旨に賛同する者であって、所定の手続きを経て承認されたものを会員とする。

### 第5条(名誉会員)

本会は名誉会員をおくことができる。

本会の発展に貢献のあったもので、役員会が推薦し、総会の承認をえて会長が委嘱する。

### 第6条(役員)

本会には、次の役員をおく。各役員の任期は3年とし、総会において決定する。

(1)会長 1名 (2)副会長 若干名

(3)常任理事 若干名 (4)理事 若干名

(5)監事 2名

#### 第6条の2(会長の選出)

会長の選出は、理事会での過半の承認をもって推薦し、総会で承認されたもの。再任を妨げない。

#### 第6条の3(役員を選任)

理事は3名以上の理事の推薦があって、理事会で承認されたもの、常任理事と監事は理事の互選により選出し、総会で承認されたものがおこなう。役員は再任を妨げない。

#### 第6条の4(役員の仕事)

会長は理事会および常任理事会を組織し、会務を執行する。理事会は会を代表する。

## 第7条(会議)

### (構成員)

本会の運営上の必要に応じて下記の会議を開く。

(1)常任理事会:会長、副会長、常任理事で構成し、過半数の参加により成立するものとする。常任理事会は学会の運営に必要な事務的業務を執行するものとする。

(2)理事会:会長、副会長、常任理事、理事により構成され、過半数の参加により成立するものとする。理事会は学会の運営の方針及び予算等の審議を行うものとする。

### 第7条の2(総会)

(1)総会は年1回行うものとする。会長が必要と認めるとき、及び役員<sup>3</sup>の3分の1の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

(2)総会は会員の1/20以上の出席によって成立する。ただし当該事項を書面をもってあらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。

(3)会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第8条(会費)

本会の会員は総会の定めるところに従い、会費を納める。会員が会費を滞納した場合は退会したものとみなすことがある。

## 第9条(会則の施行と改訂)

会則の改定は理事会が行い、総会の承認により施行する。

## 附則

1. 本会則は平成21年4月1日より施行する。
2. 会費は年額3000円とする。
3. 会計年度は4月より翌年3月までとする。
4. 会計は事務局が行い、事務局長を会計責任者とする。
5. 役員<sup>3</sup>の選任に関する規則は、平成21年度中にさらに整備する。
6. 本会則に必要な事項は、理事会で定め、内規として適用することがある。
7. 平成24年4月1日改定
8. 平成26年2月16日改定